



2020年2月7日

各位

会社名	三菱重工業株式会社
代表者	取締役社長 泉澤 清次 (コード番号：7011)
上場取引所	東 名 福 札
問合せ責任者	IR・SR室長 井上 卓 (TEL : 03-6275-6200)

「役員報酬 BIP 信託」への追加拠出に関するお知らせ

当社は、2015年から導入している当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）並びに当社の主要グループ会社の取締役および執行役員（以下併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）である「役員報酬 BIP 信託」に対する金銭の追加拠出を実施いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の概要

本制度は、取締役等に対して、毎年、役位や業績等に応じたポイント（以下「株式交付ポイント」という。）が付与され、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役等を退任する場合等は当該時点）に、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付または給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。

なお、「役員報酬 BIP 信託」として、以下の各制度対象者に応じて、2つの BIP 信託（以下「本信託」という。）を設定しております。

「BIP 信託Ⅰ」：当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）

「BIP 信託Ⅱ」：当社執行役員ならびに当社主要グループ会社の取締役および執行役員
取締役等に対して、毎年の業績等に応じた当社株式等の交付等を一定の据置期間経過後に行うことから、取締役等が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。

2. 追加拠出の理由

取締役等の報酬は、基本報酬および業績連動型報酬並びに株式報酬（本制度に基づく報酬）により構成されていますが、当社は、「2018 事業計画」に基づくグローバル・グループ経営への移行推進と業績改善を目指すため、中長期のインセンティブとしての株式報酬の割合を高め、取締役等の報酬を市場競争力のある水準とし、かつ、より業績連動性の高い報酬体系にするとともに、取締役等の自社株保有の促進により、株主の皆様との利益共有を一層高めていきたいと考えています。上記株式報酬の拡充に伴い、業績伸長時において、本信託財産内に残存する当社株式数が取締役等に付与する株式交付ポイントに対応した株式数に対して不足することが見込まれることとなったため、当社は、本信託による当社株式の追加取得を目的として、本信託に対して追加拠出を行います。

3. 追加拠出する金銭の額および追加取得する当社株式の数等

当社が、本信託に対して追加拠出する金銭の額および本信託が追加取得する当社株式の数等は、以下のとおりとします。

	BIP 信託 I	BIP 信託 II
追加拠出する金銭	187 百万円 (予定)	693 百万円 (予定)
追加取得株式の数	43,000 株 (予定)	159,800 株 (予定)
株式の取得時期	2020 年 2 月 17 日～2020 年 2 月 28 日 (予定)	
株式の取得方法	株式市場から取得	

- ※1 当社が BIP 信託 I に対して、現信託期間中（2018 年 9 月 1 日から 2021 年 8 月 31 日まで）に既に拠出した金銭と追加拠出する金銭の合計額は、2019 年 6 月 27 日開催の第 94 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）で承認を得た限度額（24 億円）の範囲内とします。なお、BIP 信託 I 又は BIP 信託 II に対して追加拠出する金銭の額は、現在の取締役等の報酬額を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。
- ※2 現信託期間中に、BIP 信託 I が既に取得した当社株式の数と追加取得する当社株式の数の合計数は、本株主総会で承認を得た、現信託期間中に本信託が取締役に交付等するために取得する株式の数の上限（300,000 株）の範囲内とします。なお、BIP 信託 I 又は BIP 信託 II が追加取得株式の数は、現時点での株価水準および現在の取締役等の構成を参考に算出しています。

本制度の詳細は、2019 年 5 月 28 日公表の「役員に対する株式報酬制度の一部改定について」および 2018 年 5 月 8 日公表の「役員に対する株式報酬制度および幹部級管理職に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ」並びに 2015 年 5 月 8 日公表の「役員に対する株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

(ご参考)

【信託契約の内容】

		BIP 信託 I	BIP 信託 II
①	制度対象者	当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）	当社執行役員および当社主要グループ会社の取締役・執行役員
②	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
③	信託目的	上記①の各制度対象者に対するインセンティブの付与	
④	委託者	当社	
⑤	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑥	受益者	上記①の各制度対象者のうち受益者要件を満たすもの	
⑦	信託管理人	当社と利害関係のない第三者	
⑧	信託契約日	2015年8月27日（2018年5月10日付で変更）	
⑨	信託期間	2015年8月27日～2021年8月31日（2018年5月10日付の信託契約の変更により2021年8月31日まで延長）	
⑩	取得株式の種類	当社普通株式	
⑪	信託による追加株式取得方法	株式市場から取得	
⑫	信託内株式の議決権行使方法	経営への中立性を確保する為、議決権は行使しないものとする	

以 上